（証券コード6346）
平成29年６月14日

株　主　各　位

三重県伊勢市朝熊町3477番地36
キクカワエンタープライズ　株式会社
代表取締役社長　菊　川　　厚

第136期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第136期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後４時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時

２．場　　所　三重県伊勢市吹上１-11-31
伊勢シティホテル２階　桃山の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第136期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kikukawa.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済情勢は、企業業績は緩やかに改善し、個人消費は底堅く緩やかな景気回復基調のもとで推移いたしました。当社製品に関連の深い各種指標を見てみますと、国土交通省が発表した2016年の新設住宅着工戸数は、低金利政策の恩恵を受けて2年連続の増加の96万戸超となるなど堅調な状況が続きました。しかしながら、日本工作機械工業会による2016年度の工作機械受注額は前年比7.9％減の1兆2,891億円となるなど、ものづくり産業全般の設備投資動向については、やや厳しい環境下におかれております。

一方で海外におきましては、年度前半は英国のＥＵ離脱などの不安定要因があったものの、大きなサプライズとなった米国の大統領選挙の結果を受けて、全般的には世界的に景気状況に改善の兆しが現れつつあります。

このような環境のもと、当事業年度における売上高は、前年比5.6％減の4,115,823千円（うち輸出1,060,577千円　全売上高の25.8％）と２年連続の減収となりました。なお、機種分類別の内訳と致しましては、木工機械については大型案件の堅調な需要があり、前年比30.0％増の2,728,073千円（うち輸出673,860千円）となりましたが、工作機械については海外市場の落ち込みや航空機関連等の低迷により、前年比38.7％減の1,387,750千円（うち輸出386,717千円）となりました。

しかしながら損益面では、生産性の向上などにより営業利益524,688千円（前年度は498,077千円）、経常利益579,365千円（前年度は518,540千円）、当期純利益474,426千円（前年度は377,335千円）となり、それぞれ２年ぶりの増益となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、107,825千円であります。

これは主に機械及び装置の取得であります。

③ 資金調達の状況

上記の設備投資に要した資金は、自己資金を充当いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：千円）

区　　分	第133期 (平成26年３月期)	第134期 (平成27年３月期)	第135期 (平成28年３月期)	第136期 (当事業年度) (平成29年３月期)
売　　上　　高	2,955,850	4,577,837	4,360,862	4,115,823
当期純利益又は当期純損失（△）	△5,760	464,400	377,335	474,426
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△0円46銭	37円02銭	30円08銭	37円83銭
総　　資　　産	9,224,895	10,336,427	9,794,520	10,051,235
純　　資　　産	7,115,911	7,678,524	7,897,733	8,358,256
１株当たり純資産額	567円27銭	612円18銭	629円71銭	666円49銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

近年は、時代の変化に伴い、顧客のご要望がますます多様化すると同時に、その水準が向上しております。当社は、変化に対応した適切な技術開発を継続することにより、当社の強みを発揮できると信じており、日本国内のみならず世界各国の動向を随時注視して、地球環境改善と豊かなライフスタイルの両立に寄与するべく、顧客業界のニーズを的確にくみ取った、扱いやすくかつ安全な製品の開発・製造に努め、顧客の満足と社会の信頼を得るべきであると認識しております。

こういった、経営環境下において、対処すべき課題としては、まずは当社独自のものづくりに対する理解を社内外にしっかりと伝達し、グローバル経済を視野に入れた上で、これを支える人材の確保及び育成をして参ります。

その上で、木工機械においては、国内の人口減少に伴う住宅着工減が大きな懸念材料ですが、木材が持続可能な環境にやさしい資源であることから、東京オリンピック・パラリンピックを控えた大型スポーツ施設等の公共建築物にも、新たな建築材料としての活用の可能性が広がりつつあり、一方で再生可能エネルギーとしてのバイオマス活用も各地で大きく広がりつつあり、これらの動向を先取りした技術開発を心掛けて参ります。

また、工作機械においては、世界の新興国にも広く波及する次世代型を見据えた自動車産業、世界中において需要が確実に増大すると見込まれると共に、国内においても産業基盤の拡大が期待される航空機産業、ロボットに代表されるものづくりの技術イノベーションを図る各種ＩＴ関連産業などに、当社製機械活用の可能性を模索して参ります。

さらに、製造面においては、国際競争力の観点から有効である工場運営を常に心掛け、新型設備の導入を積極的に進めると共に、教育訓練を含む製造効率の改善に努めながら、熟練技術者の技能の継承についても取り組んで参ります。

さらには、社外においても、当社の考え方に共鳴して下さり、信頼・協力し合える国際的なネットワーク作りにも積極的に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、何卒引き続き格段のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、偏にお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、木工機械・工作機械の製造、販売を主な事業としております。
主要な製品は、以下のとおりであります。
木工機械：製材機／プレカット加工機／集成材・ＣＬＴ加工機／合板・各種ボード加工機／ワイドベルトサンダ等
工作機械：自動車産業／プラスチック産業／鉄道車輌産業／航空機産業／プリント基板産業　等向け各種加工機

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

本社及び工場	三重県伊勢市
営業所	東京（港区）、大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183名	3名減	39.3歳	17.9年

（注）　使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,200,000株

(3) 株主数　1,154名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
木戸　修	898	6.93
菊川　靖之	791	6.11
株式会社　百五銀行	577	4.45
菊川　博史	573	4.42
株式会社　平安コーポレーション	552	4.26
株式会社　三菱東京ＵＦＪ銀行	519	4.01
SIArbitrageST投資事業有限責任組合無限責任組合員株式会社 サスティナブル・インベスター	500	3.86
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	420	3.24
株式会社　みずほ銀行	401	3.10
菊川　厚	243	1.88

（注）１．持株比率は、自己株式（239,229株）を控除して計算しております。

２．資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度に係る信託財産の委託先であります。なお、上記委託先が所有している当社株式（420,000株）は、計算書類において自己株式として表示しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊川　厚	
代表取締役副社長	菊川　博史	
常務取締役	出口行男	事務部門担当
取締役	森田勝利	製造部長
取締役	髙橋正和	開発設計部長
常勤監査役	倉井有子	
監査役	杉木幸一	
監査役	澁谷良輔	

（注）１．監査役杉木幸一氏及び監査役澁谷良輔氏は、社外監査役であります。
２．監査役杉木幸一氏及び監査役澁谷良輔氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
３．常勤監査役倉井有子氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．平成28年６月29日開催の第135期定時株主総会において、新たに倉井有子氏が常勤監査役に選任され、就任いたしました。
５．平成28年６月29日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役の北本嘉一氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	5名	101,770千円
監　査　役 （うち社外監査役）	4 (2)	11,985 (4,100)
合　　計	9	113,755

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．平成19年６月28日開催の第126期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額250,000千円以内、監査役の報酬限度額は、年額25,000千円以内と決議いただいております。
但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。
３．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額　30,250千円
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額　5,925千円
４．上記のほか、平成28年６月29日開催の第135期定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金として、以下のとおり支給しております。
退任監査役　１名　2,000千円
（支給額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額、監査役分1,875千円が含まれております。）

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の状況
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
イ．監査役　杉木幸一
当事業年度開催の取締役会及び監査役会への出席状況
取締役会へ６回開催中６回出席
監査役会へ７回開催中７回出席
議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
ロ．監査役　澁谷良輔
当事業年度開催の取締役会及び監査役会への出席状況
取締役会へ６回開催中６回出席
監査役会へ７回開催中７回出席
議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、豊富な知見を有する社外監査役により、経営監視機能の客観性及び公正性は確保されており、各監査役は、それぞれ専門的知識及び経験を活かし、適法性の監査を行っております。

しかしながら、改正会社法により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることから、今般当社は、監査等委員会設置会社へ移行することにより、現在の社外監査役が社外取締役としての条件を満たすことになりますので、そのための議案を平成29年6月29日開催予定の第136期定時株主総会に上程いたします。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理意識をもって行動すべく、取締役会において取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役制度により監査役が取締役の職務執行を厳正に監督を行う。また、当社の取締役は、当社の経営理念「われわれは、木材工業とともに歩むＸ年（＊）の歴史と伝統を重んじ、未来に挑戦すべく、労使協力し、日夜研鑽を重ね、我国産業発展振興の一翼を担う使命感をもちつづけ、社会に奉仕することにより、会社の繁栄と全員の幸を実現するため総力を結集しよう」の精神を踏まえ、コンプライアンス（行動規範／法令の遵守）を重視して内部統制システムの整備充実に努める。

（＊）Ｘ年…当社の創立からの歴史で読み替える（2017年５月現在120年）

②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書（電磁的記録を含む）は「取締役職務規則」に定める文書取扱方法に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存・管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に対するリスク管理体制を「危機管理規則」に定め、平時からのリスクマネジメントにより、危機の発生を未然に防止するよう、細心の注意を払う。また、危機の発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切な対処を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役職務規則」により、取締役の責任と権限を明確にして、迅速かつ合理的な意思決定を心掛け、効率的な職務執行を行う。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性に関する事項

当社は監査役職務を補助する事務局的な部署並びに使用人は設置しない。但し、必要に応じて補助すべき使用人を置き得ることとする。

なお、その場合には、当該使用人の人事異動・人事評価査定などについては監査役会と事前協議を行い、その同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令の規定事項のほか、次の事項を監査役へ報告することとする。

・当社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その当該事実に関する事項

・当社の役職員が法令または定款に違反する行為を行う恐れがあると考えられるとき、またはこれらの行為が行われてしまったとき、その当該事実に関する事項

・当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定

・当社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容

・監査役（会）から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人については、その当該事項

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制を取る。とりわけ代表取締役並びに監査役は会計監査人との密接な情報交換を心掛け、適切かつ効率的な監査を目指す。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

・監査役は、取締役会他、重要な会議への出席並びに重要書類等の閲覧等また、内部監査部門及び会計監査人との連携を通じて監査・監督に関する重要事項の報告、協議及び決議をいたしました。

・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

・経営方針内の『内部統制方針』を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、月次マネジメントレビューの年度末毎の「内部統制の有効性の判断」項目にて、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。
また、内部統制の運用上新たに見出された問題点等について「内部統制の不備の評価」の中で是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,973,850**	**流動負債**	**770,958**
現金及び預金	5,433,855	買掛金	206,011
受取手形	250,813	未払金	49,027
売掛金	956,318	未払費用	51,560
製品	61,510	未払法人税等	128,096
仕掛品	150,636	未払消費税等	79,809
原材料及び貯蔵品	109,394	繰延税金負債	253
その他	11,442	前受金	118,581
貸倒引当金	△120	預り金	7,618
固定資産	**3,077,384**	賞与引当金	99,750
有形固定資産	**1,996,735**	役員賞与引当金	30,250
建物	509,795	**固定負債**	**922,019**
構築物	29,236	繰延税金負債	266,678
機械及び装置	297,062	退職給付引当金	550,400
車両運搬具	13,743	役員退職慰労引当金	97,895
工具器具備品	5,393	資産除去債務	7,045
土地	1,141,502	**負債合計**	**1,692,978**
無形固定資産	**9,653**	**純資産の部**	
ソフトウェア	8,614	**株主資本**	**8,025,959**
電話加入権	1,039	**資本金**	**660,000**
投資その他の資産	**1,070,996**	**資本剰余金**	**395,661**
投資有価証券	1,026,684	資本準備金	311,280
出資金	11,410	その他資本剰余金	84,381
その他	32,901	**利益剰余金**	**7,163,146**
		利益準備金	165,000
		その他利益剰余金	6,998,146
		固定資産圧縮積立金	304,011
		固定資産圧縮特別勘定積立金	33,673
		別途積立金	5,000,000
		繰越利益剰余金	1,660,461
		自己株式	**△192,848**
		評価・換算差額等	**332,297**
		その他有価証券評価差額金	**332,297**
資産合計	**10,051,235**	**純資産合計**	**8,358,256**
		負債・純資産合計	**10,051,235**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**4,115,823**
売上原価	**2,522,176**
売上総利益	**1,593,646**
販売費及び一般管理費	1,068,958
営業利益	**524,688**
営業外収益	**63,104**
受取利息及び配当金	26,736
売電収入	14,332
為替差益	6,671
補助金収入	5,004
雑収入	10,360
営業外費用	**8,427**
支払利息	146
売電費用	7,769
雑損失	511
経常利益	**579,365**
特別利益	**60,062**
固定資産売却益	60,062
税引前当期純利益	**639,428**
法人税、住民税及び事業税	153,775
法人税等調整額	11,226
当期純利益	**474,426**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金
当期首残高	660,000	311,280	100,031	411,311	165,000	308,368	－	5,000,000
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△4,357		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立							33,673	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			△15,650	△15,650				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	△15,650	△15,650	－	△4,357	33,673	－
当期末残高	660,000	311,280	84,381	395,661	165,000	304,011	33,673	5,000,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	1,278,059	6,751,427	△208,207	7,614,531	283,201	283,201	7,897,733
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	4,357	－		－			－
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	△33,673	－		－			－
剰余金の配当	△62,708	△62,708		△62,708			△62,708
当期純利益	474,426	474,426		474,426			474,426
自己株式の取得			△117,470	△117,470			△117,470
自己株式の処分			132,830	117,180			117,180
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					49,095	49,095	49,095
当期変動額合計	382,401	411,718	15,359	411,427	49,095	49,095	460,523
当期末残高	1,660,461	7,163,146	△192,848	8,025,959	332,297	332,297	8,358,256

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

・原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　10～50年　機械及び装置　2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売掛債権等の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員の賞与の支給に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　1,441,141千円

4．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	13,200,000株	－株	－株	13,200,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	658,071株	421,158株	420,000株	659,229株

（注）１．株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の導入に伴い、当社は資産管理サービス信託銀行（信託Ｅ口）へ自己株式420,000株を売却しております。

２．普通株式の自己株式の株式数には、資産管理サービス信託銀行（信託Ｅ口）が保有する当社株式数420,000株が含まれております。

３．普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

・株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）の取得による増加　　420,000株

・単元未満株式の買取りによる増加　　1,158株

４．普通株式の自己株式の株式数の減少420,000株は、資産管理サービス信託銀行（信託Ｅ口）を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行ったことによる減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

イ．配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	37,625	3.00	平成28年３月31日	平成28年６月30日
平成28年11月11日取締役会	普通株式	25,082	2.00	平成28年９月30日	平成28年12月５日

ロ．基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成29年６月29日定時株主総会	普通株式	51,843	利益剰余金	4.00	平成29年３月31日	平成29年６月30日

(注)平成29年６月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行(信託Ｅ口)が保有する当社株式に対する配当1,680千円が含まれております。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については自己資金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的な時価等の把握などの方法により管理しています。

営業債務である買掛金及び未払金は、短期間で決済されるものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	5,433,855	5,433,855	－
(2)受取手形	250,813	250,813	－
(3)売掛金	956,318	956,318	－
(4)投資有価証券	1,022,309	1,022,309	－
(5)買掛金	206,011	206,011	－
(6)未払金	49,027	49,027	－
(7)未払法人税等	128,096	128,096	－
(8)未払消費税等	79,809	79,809	－

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5)買掛金、(6)未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	4,375
出資金	11,410

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	30,074千円
役員賞与引当金	9,120千円
退職給付引当金	164,679千円
役員退職慰労引当金	29,290千円
投資有価証券評価損	36,888千円
減損損失	48,153千円
資産除去債務	2,108千円
未払社会保険料	4,820千円
未払事業税	8,912千円
その他	3,042千円
繰延税金資産小計	337,090千円
評価性引当額	△337,090千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△130,047千円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△14,376千円
その他有価証券評価差額金	△122,507千円
繰延税金負債合計	△266,931千円
繰延税金負債の純額	△266,931千円

９．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　666円49銭

(2) １株当たり当期純利益　37円83銭

（注）１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行（信託Ｅ口）が保有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

（当事業年度末420,000株　期中平均株式数35,671株）

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして、「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（１）取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規則に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し役職等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

（２）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該自己株式の帳簿価額は117,180千円、株式数は420,000株であります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

キクカワエンタープライズ　株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木村幸彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松嶋康介　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、キクカワエンタープライズ株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月16日

キクカワエンタープライズ 株式会社　監査役会

常勤監査役　倉　井　有　子　㊞

社外監査役　杉　木　幸　一　㊞

社外監査役　澁　谷　良　輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円（うち、普通配当３円、創立120周年記念配当１円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は51,843,084円となります。

これにより、中間配当金として１株につき金２円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金６円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

（２）改正会社法により、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定（変更案第29条）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示してあります。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　関）	（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
（公告方法）	（公告方法）
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条～第11条　（条文省略）	第６条～第11条　（現行どおり）

現行定款	変更案
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
第12条～第18条　（条文省略）	第12条～第18条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（員数及び選任方法）	（員数及び選任方法）
第19条　①当会社の取締役は、７名以内とする。	第19条　①当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、７名以内とし、監査等委員である取締役は、３名とする。
②取締役は、株主総会において選任する。	②取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
③（条文省略）	③　（現行どおり）
④（条文省略）	④　（現行どおり）
（任　　期）	（任　　期）
第20条　①取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	③補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役及び役付取締役）
第21条　①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第21条　①取締役会は、その決議によって代表取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	②取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者及び議長）	（取締役会の招集権者及び議長）
第22条　①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。	第22条　①取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

現行定款	変更案
②取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）	（取締役会の招集通知）
第23条　①取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条　①取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任）
	第24条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法）	（取締役会の決議方法）
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第25条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	第26条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（報　酬　等）	（報　酬　等）
第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（相談役及び顧問）	（相談役及び顧問）
第27条　（条文省略）	第28条　（現行どおり）
（新　設）	（取締役の責任免除）
	第29条　①当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができるものとする。

現行定款	変更案
	②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第１項の責任を法令が規定する額とする契約を締結することができる。
第５章　　監査役及び監査役会	（削　除）
（員数及び選任方法）	（削　除）
第28条　①当会社の監査役は、３名とする。	
②監査役は、株主総会において選任する。	
③監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
（任　　期）	（削　除）
第29条　①監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
（常勤の監査役）	（削　除）
第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	
（監査役会の招集通知）	（削　除）
第31条　①監査役会の招集通知は、会日の２日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	
②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
（監査役会の決議方法）	（削　除）
第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
（監査役会の議事録）	（削　除）
第33条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める	

現行定款	変更案
事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	
（報　酬　等） 第34条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（新　設）	第５章　　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　①監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会の決議方法） 第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	（監査等委員会の議事録） 第33条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（新　設）	第６章　　会計監査人
（新　設）	（選任方法） 第34条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新　設）	（任　　期） 第35条　①会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
	②前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新　設）	（報　酬　等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第6章　　計　　算 第35条～第38条　　（条文省略）	第7章　　計　　算 第37条～第40条　　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	きくかわ　あつし 菊川　厚 （昭和37年９月２日生）	昭和62年４月　株式会社精工舎（現セイコープレシジョン株式会社）入社 平成元年４月　当社入社 平成元年６月　当社取締役 平成５年６月　当社代表取締役専務 平成９年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	243,120株
2	きくかわ　ひろし 菊川　博史 （昭和28年４月８日生）	昭和52年４月　ヤンマーディーゼル株式会社入社 昭和59年１月　当社入社 平成元年６月　当社取締役 平成５年６月　当社常務取締役 平成９年６月　当社代表取締役専務 平成21年６月　当社代表取締役副社長 現在に至る	573,000株
3	でぐち　ゆきお 出口　行男 （昭和22年７月17日生）	昭和41年３月　当社入社 平成15年10月　当社営業部長 平成19年６月　当社取締役営業部長 平成23年10月　当社常務取締役 現在に至る	25,000株
4	もりた　かつとし 森田　勝利 （昭和18年12月31日生）	昭和35年３月　当社入社 平成13年11月　当社製造部長 平成15年６月　当社取締役製造部長 現在に至る	15,000株
5	たかはし　まさかず 髙橋　正和 （昭和30年１月７日生）	昭和48年３月　当社入社 平成25年３月　当社開発設計部長 平成27年６月　当社取締役開発設計部長 現在に至る	5,000株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	倉井有子 （昭和29年12月25日生）	昭和48年９月　当社入社 平成18年５月　当社経理課長 平成26年12月　当社経理課顧問 平成28年６月　当社常勤監査役 現在に至る	2,000株
2	杉木幸一 （昭和19年７月５日生）	昭和38年４月　松阪伊勢信用金庫（現　三重信用金庫）入庫 平成13年６月　常勤理事・業務部長 平成16年６月　常務理事・監査部長 平成20年６月　理事長 平成24年６月　当社監査役 現在に至る	－株
3	澁谷良輔 （昭和27年７月１日生）	昭和51年４月　株式会社百五銀行入行 平成17年６月　同行取締役伊勢支社長 平成21年１月　同行常務取締役四日市支社長 平成22年４月　同行専務取締役営業本部長 平成23年６月　百五リース株式会社代表取締役社長 平成27年６月　当社監査役 現在に至る	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．杉木幸一氏及び澁谷良輔氏は、社外取締役候補者であります。

３．杉木幸一氏及び澁谷良輔氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．杉木幸一氏及び澁谷良輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員に指定する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬の額は、平成19年６月28日開催の第126期定時株主総会において、年額250,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額250,000千円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は５名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額25,000千円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

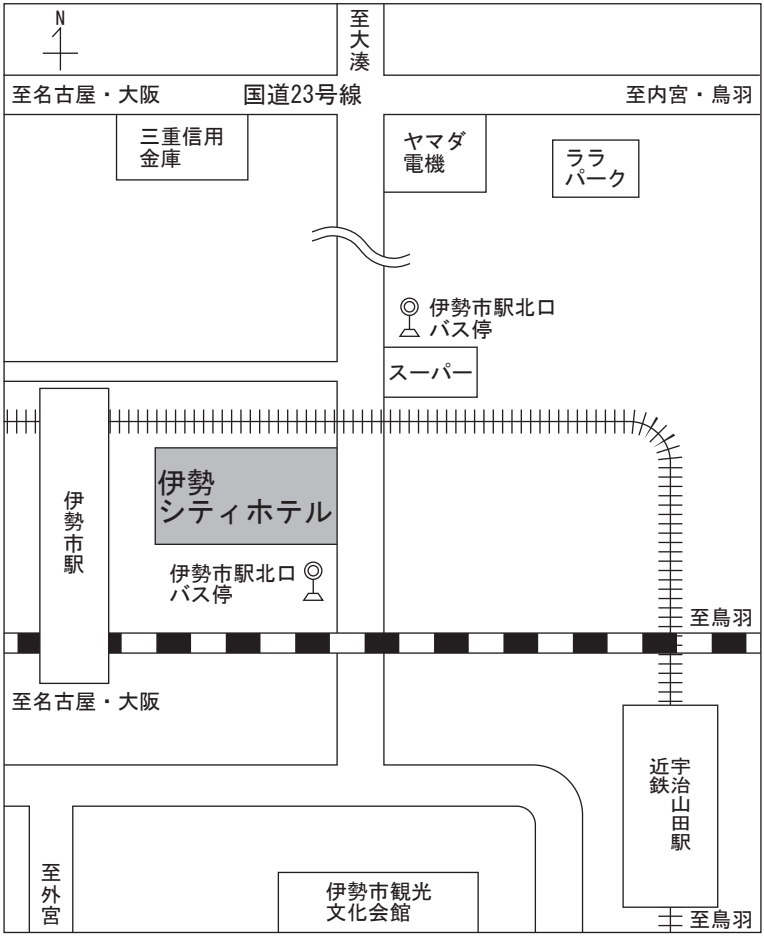
メ　　モ

株主総会　会場ご案内図
三重県伊勢市吹上1－11－31
伊勢シティホテル　２階　桃山の間
電話番号　0596－28－2111

☆交通機関

・近鉄　　宇治山田駅又は伊勢市駅(北口)下車　徒歩各３分
・JR　　伊勢市駅(北口)下車　徒歩３分

周辺地図



お願い：会場となるホテルに駐車場はございますが、スペースに限りがありますので、極力公共交通機関をご利用ください。